実績評価書

平成16年2月

政策体系	番号			
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動		
		る社会	会づくりを推進すること	
施策目標	3	障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進め		
		ること		
	III	障害者	皆のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること	
担当部局・課	主管部局・課		社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室	
	関係部局・課			

1.施策目標に関する実績の状況

実績目標 1 障害者スポーツ大会の開催や指導者養成による障害者スポーツの普及を 推進すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

「障害者の明るいくらし」促進事業によるスポーツ大会開催事業及びスポーツ指導員養成事業(国庫補助事業 - 補助対象:都道府県及び指定都市)

市町村障害者社会参加促進事業によるスポーツ大会開催事業(国庫補助事業 - 補助対象:指定都市を除く市町村)

障害者スポーツ支援基金(社会福祉・医療事業団)によるスポーツ大会開催事業及びスポーツ指導者養成事業に対する助成(助成対象:財団法人日本障害者スポーツ協会及び各種障害者スポーツ競技団体)

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
全国規模の障害者スポーツ大会開催数	-	-	7 3	9 8	1 0 2
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数	-	-	3 8 6	4 2 7	4 0 1
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
障害者スポーツ指導者養成数(単位:人)	12,054	14,865	17,348	19,842	22,435

(備 考)

財団法人日本障害者スポーツ協会が実施する都道府県・指定都市、都道府県・指定都市スポーツ協会、各競技団体を対象としている大会開催状況に関する調査(全国規模、各地域規模のスポーツ大会)。平成11年度以前の調査結果は保存されていない。

財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度(規程)に基づき、 障害者スポーツ指導者として登録されている者の数(各年度末現在)。

実績目標 2 |障害者の芸術・文化活動の振興を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

「障害者の明るいくらし」促進事業による芸術・文化活動振興事業(国庫補助事業

- 補助対象:都道府県及び指定都市)

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
芸術・文化活動振興事業の実施都道府	25	17	20	22	25
県・指定都市数					

(備 考)

「障害者の明るいくらし」促進事業のメニューに芸術・文化活動振興事業が加わったのは平成10年度からである。

<u>2</u>.評 価

(1) 現状分析

現状分析

全国規模の障害者スポーツ大会の開催、ブロック単位の障害者スポーツ大会の開催 及び障害者スポーツ指導者の養成について、いずれも着実な実施が図られている。

文化・芸術活動振興事業についても、事業開始後5年が経過し、着実な実施が図られてきたところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

障害者スポーツ大会は、障害者の体力の維持・増強、自立や社会参加の促進につながるとともに、障害者の生活をより豊かにし、国民の障害者に対する理解を促進するものである。国庫補助及び障害者スポーツ支援基金による助成は、当該大会の準備、大会関係者(選手・役員等)の派遣等に資することにより、その開催の一助になっている。平成14年度には、全国規模の大会が102、ブロック単位の大会が401開催されたところである。

また、障害者スポーツ指導者は、障害者の身近でスポーツを指導するとともに、幅 広いニーズに対応できる指導体制の強化を図るため、専門的知識・技能を身につけた 者であり、これらの者を養成することにより、障害者がスポーツと接する機会が増加 し、障害者の社会参加の促進に寄与している。平成14年度末現在で、約2万人が指 導者として登録されている。

その他、障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるなど、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うことで、障害者の社会参加の促進に寄与している。

政策手段の効率性の評価

財団法人日本障害者スポーツ協会は、全国規模の大会の開催・奨励や主に都道府県以上の単位で活動する指導者の養成に取り組んでいる。また、都道府県・指定都市においては、主に地域単位で身近に活動する指導者の養成事業を実施しており、都道府県・指定都市・市町村においては、それぞれ主に地域単位の障害者スポーツ大会を開催している。このように規模等において多面的な事業を後押ししており、障害者スポーツの普及を推進する上で効率的である。

また、「障害者の明るいくらし」促進事業による文化・芸術活動振興事業については、都道府県・指定都市単位に障害者の作品展を実施することにより、これまで参加する機会のなかった障害者にとって、そうした機会が増えることとなり、障害者の芸

術活動を振興する上で極めて効率的である。

総合的な評価

それぞれの事業の目的に基づく内容を効果的、効率的に実施しており、施策目標の達成に向けて進展があった。

評価結果分類	分析分類

3.政策への反映方針

施策目標を概ね達成しつつあると考えられ、引き続き、現在の枠組みの下で事業を 実施していくこととする。

反映分類

4.特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

障害者対策に関する新長期計画(平成5年3月 障害者対策推進本部)(抜粋)

7.スポーツ、レクリエーション及び文化

スポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保は、障害者の社会参加の 促進にとって重要であるだけでなく、啓発広報活動としても重要である。また、これら活動は、障害者の生活を豊かにするものであり、積極的に振興を図ることが必要である。特に、スポーツについては、障害者の健康増進という視点からも有意義である。

スポーツ、レクリエーション及び文化活動の振興に当たっては、次の点に留意する。

- イ 障害者のスポーツ、レクリエーション及び文化活動を適切に指導できる指導員、審 判員等の人材養成を図ること。
- ウ 自分の記録に挑んだり、技を競い合う競技スポーツと同時に、レクリエーションや 交流を楽しめるようなスポーツを積極的に振興すること。また、スポーツやレクリエ ーション活動を実施するに当たっては、障害の種類を越えた連帯を図るよう配慮する とともに、障害を持たない者と共に参加する機会の確保に努めること。

障害者プラン ~ ノーマライゼーション7か年戦略~(平成7年12月 障害者対策推進本部)(抜粋)

生活の質(QOL)の向上を目指して

5 障害者スポーツ、芸術・文化活動の振興等

長野パラリンピック冬季競技大会(平成10年3月開催)を始め、各種スポーツ大会の開催、スポーツ・ レクリエーション教室の開催、スポーツのできる施設の整備を通じた障害者スポーツの振興を図る。

指導員の養成研修を強化するとともに、スポーツ大会へのボランティアの参加を促

進し、障害者スポーツに対する理解と関心の高揚を図る。

総務省による行政評価・監視等の状況 なし

国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし

会計検査院による指摘 なし